

2025
BORN 2025 SPRING

●多面的機能支払交付金事業
橋倉ビジョン創生会
設立総会

表紙のモチーフは小笠原城主の紋章である三階菱です。(開いてご覧ください)



橋倉ビジョン創生会設立背景

住み易く魅力ある橋倉町会にするためには課題が幾つもあると思われます。

- ・日照時間の改善
- ・遊休農地の改善
- ・林城址を活かした橋倉町会の発展策
- ・その他いろいろ

そこで本年、国の「多目的機能支払交付金制度」を採用し、この活動を通して、町会全体で話し合いながら課題を解決していき、より生活し易く魅力ある橋倉町会を目指して活動して行きたい。

発足当初は交付金が少ないため、農地維持活動をしながら資源向上活動として次の事業を行うこととする。(一期活動：令和7年～11年)

- ・山田地区の水路の補修
- ・山田地区の遊休農地の解消
- ・灌水取水口の補修

組織ビジョン

橋倉区域の

多面的機能の維持を図り、

安定した農産物の生産と

農村文化の伝承を通して、

後継者を増やしながら

持続可能な橋倉を創生する。

ビジョンを実現するための基本的な活動

- ・農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理
- ・環境変化に対応した農作物の試験栽培
- ・五穀豊穡を願う農村文化の伝承を通じたコミュニティづくり

橋倉ビジョン創生会（仮称）設立総会 次第

日 時：令和7年3月20日（木）

橋倉町会定期総会終了後

場 所：橋倉公民館

1 開 会

2 代表あいさつ

3 議長選出

4 出席者報告

構成員数	名
出席者数	名
委任状提出者数	名

5 議事録署名人及び書記選出

議事録署名人	_____	_____
書記	_____	_____

6 多面的機能支払交付金の概要説明

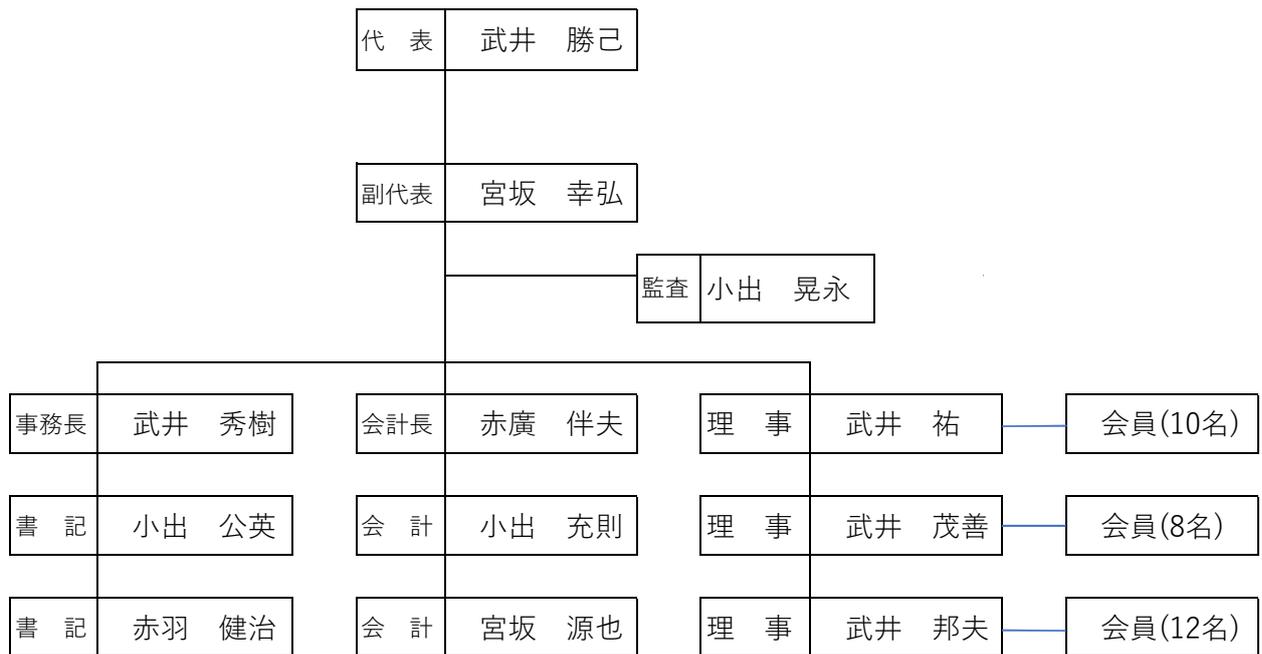
7 審議事項

- (1) 第1号議案 橋倉ビジョン創生会規約（案）について
- (2) 第2号議案 橋倉ビジョン創生会細則（案）について
- (3) 第3号議案 令和7年度橋倉ビジョン創生会
活動計画（案）及び予算（案）他について
- (4) その他

8 閉 会

橋倉ビジョン創生会組織図

令和7年3月現在



第1号議案

橋倉ビジョン創生会活動組織規約(案)

令和7年3月20日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、橋倉ビジョン創生会活動組織(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を松本市入山辺200-5(橋倉公民館)に置く。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、橋倉町会および北小松堰並びに針塚堰の各々一部に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表1名、事務長1名、書記2名、会計長1名、会計2名、監査役1名、理事3名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、その他の役員は、代表が指名するものとする。

3 代表は、橋倉ビジョン創生会の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 事務長・書記は、活動組織の事務等を行う。

6 会計長・会計は、事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

8 理事は、活動計画の内容を審議し、執行する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第 11 条 活動組織は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第 12 条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から 5 年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第 13 条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 14 条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
- 二 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
- 三 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第 15 条 活動組織の事務に要する経費は、第 14 条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第 16 条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全（作業前の危険箇所の確認・共有など）について考慮し作成するものとする。

(資金の支出)

第 17 条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第 18 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 19 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第 20 条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 21 条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 22 条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 23 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の 10 日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後 30 日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第 24 条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第 25 条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第 16 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

第2号議案

橋倉ビジョン創生会活動組織細則（案）

令和7年3月20日制定

（定義）

第1条 本細則は、橋倉ビジョン創生会活動組織規則第25条に基づいて規定されたものである。

（運営）

第2条 規約第3条の目的達成のため、構成員により運営する。

（役員手当）

第3条 別表-1のとおりとする。

第4条 役員が重複するときは1役職手当とする。

（作業手当、事務手当等）

第5条 別表-2のとおりとする。

（借上げ料等）

第6条 別表-3のとおりとする

（傷害補償等）

第7条 活動組織の諸活動で、傷害事故等が発生した場合は、活動組織が加入している「イベント保険」の支払いをもって傷害補償金とする。

（細則の改廃）

第8条 橋倉ビジョン創生会活動組織細則の改廃は役員会が行う。

（その他）

第9条 上記以外の件で支払等が発生する場合には、予算の許す範囲内で組織の協議を経て代表が決定することができる。ただし、総会で承認を得ることとする。

（施行）

第10条 この橋倉ビジョン創生会活動組織細則は令和7年4月1日から施行する。

活動における確認事項および手当支払基準（案）

対象となる業務

橋倉ビジョン創生会が交付金を受ける対象は、別紙に示す「実施する範囲」の認可されている農地（田・畑）、水路、農道、取水設備、貯水槽、灌水設備に限られる。

1 農地維持支払交付金および資源向上支払交付金（共同活動）

（1）農地（水田および畑）の畦畔草刈り作業

会員が農地の草刈りを実施した場合は 1a 当たり 100 円（1a に満たない場合は四捨五入する）として算定した額を年間 1 回個人に支払う。

（2）常会単位で実施する地域内道路の草刈り作業について 1 人 500 円を常会に支払う。

（3）常会単位で実施する水路の堰浚い草刈り作業等について 1 人 500 円を常会に支払う。

（3）橋倉鳥獣害防護柵の巡視点検作業 1 回について 1 人 100 円を常会に支払う。

（4）取水設備・貯水槽・灌水設備の点検手入れ作業に 1 時間 1,000 円を基本として算定した額を個人に支払う。

2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

（1）水路の老朽化部分の補修作業、取水設備の補修作業

1 時間 1,000 円を基本として算定した額について個人に支払う。

3 その他

（1）現地確認、出張、書類作成等

1 時間～ 2 時間 1,000 円を基本として算定した額について個人に支払う。

☆上記に記載無い手当等については当会の活動組織細則による。

第3号議案

令和7年度活動計画(案)

I 農地維持支払

1 地域資源の基礎的保全活動

(1) 点検、計画策定、研修

- ・役員による管内の巡視 遊休農地等の発生状況、水路、農道の状況確認
- ・役員等による打合わせ
- ・事務・組織運営等に関する研修

(2) 実践活動

- | | |
|------------------------|--------|
| ・畦畔、農用地の草刈り | 耕作者 |
| ・東山沿い水路の土砂芥上げ | 4月・9月 |
| ・山田農道沿い水路の土砂芥上げ | 4月・9月 |
| ・城山道の水切りおよび西側水路の土砂芥上げ | 4月・9月 |
| ・針塚水路、北小松水路の保全範囲の土砂芥上げ | 4月・9月 |
| ・鳥獣害防護柵の管理 | 4月～11月 |
| ・地域内道路の草刈り清掃 | 6月・9月 |
| ・灌水用取水槽の土砂芥上げ | 4月・11月 |
| ・灌水施設の点検整備 | 4月・11月 |

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

(1) 農業者による検討会

- ・会議(常会)での水路、農道、圃場等の問題個所の意見集約

(2) 灌水設備の維持管理

(3) 新たな保全管理の担い手の確保

(4) 有識者による研修会

- ・JA 指導員による果樹園現地指導

3 異常気象時の農地、施設見回り

- ・異常気象時には役員による水路、農道、農地等の見回り点検

II 資源向上支払

1 地域資源の資質向上を図る共同活動

(1)施設の軽微な補修

①機能不備個所の点検診断

- ・会員より報告された不備場所の現地調査

②実践活動

- ・水路の不良個所の補修

(2)農村環境保全活動

①植栽等の景観形成活動

- ・町会内にプランターを設置して花苗を植栽管理
- ・施設等の定期的な巡回点検・清掃

(3)多面的機能の増進を図る活動

①遊休農地の保全活動

- ・遊休農地の草刈り

②農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

- ・蚕玉様祭を春秋実施する文化の伝承
- ・冬田で行う三九郎文化の伝承

2 水路の長寿化のための活動

- ・山田農道沿い水路の破損個所の修復
- ・灌水用取水口の改善

3 災害時の復旧

既存設備破損時の原状復帰対応

Ⅲその他

- ・今後の組織についての検討

令和8年度以降の「橋倉ビジョン創生会」の活動、組織のあり方について

令和7年度 橋倉ビジョン創生会 予算書 (案)

【農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（長寿命化を除く）】

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

【収入の部】

(単位：円)

項 目	本年度予算額 ①	前年度予算額 ②	増 減 ①-②	摘 要
1 持越金	0	0	0	
2 交付金	224,000	0	224,000	
3 その他	0	0	0	利子等
計	224,000	0	224,000	

【支出の部】

(単位：円)

項 目	本年度予算額 ③	前年度予算額 ④	増 減 ③-④	摘 要
1 活動費	184,000	0	184,000	
1) 日当	173,000	0	173,000	
2) 購入・リース費	5,000	0	5,000	
3) 保険料	6,000	0	6,000	イベント共済
2 事務費	35,000	0	35,000	
1) 旅費	5,000	0	5,000	
2) 役務費	15,000	0	15,000	書類作成他
3) 使用料	0	0	0	
4) 備品購入費	5,000	0	5,000	
5) 印刷費	10,000	0	10,000	
3 報酬	0	0	0	役員報酬
4 予備費	5,000	0	5,000	事務用品他
計	224,000	0	224,000	

令和7年度 橋倉ビジョン創生会 予算書（案）

【資源向上支払交付金（施設の長寿命化）】

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

【収入の部】

（単位：円）

項 目	本年度予算額 ①	前年度予算額 ②	増 減 ①-②	摘 要
1 持越金	0	0	0	
2 交付金	147,000	0	147,000	
3 その他	0	0	0	利子等
計	147,000	0	147,000	

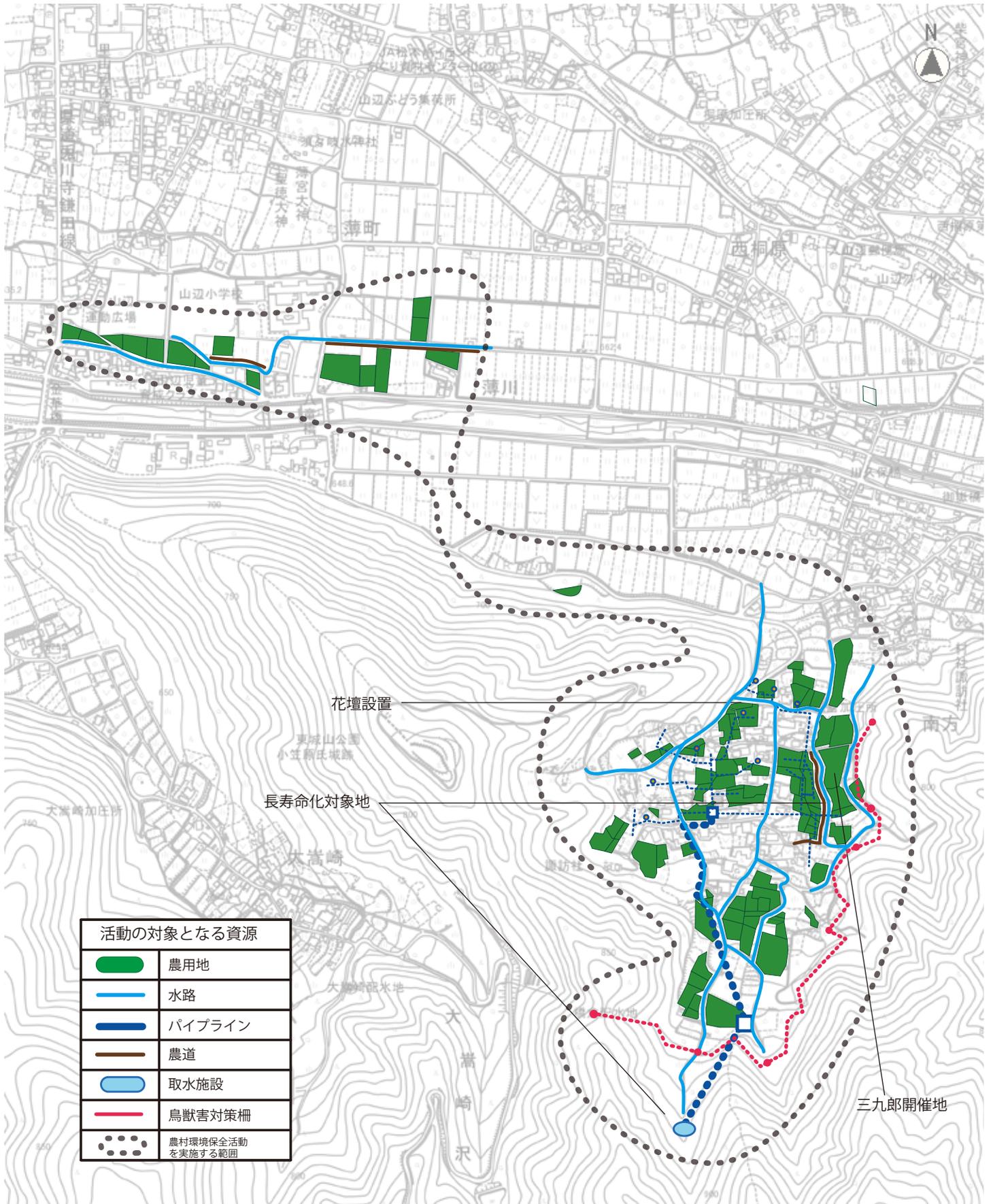
【支出の部】

（単位：円）

項 目	本年度予算額 ③	前年度予算額 ④	増 減 ③-④	摘 要
1 活動費	95,000	0	95,000	
1) 日当	30,000	0	30,000	
2) 購入・リース費	60,000	0	60,000	ヘルメット他
3) 雑費	5,000	0	5,000	お茶他
2 事務費	0	0	0	
1) 旅費	0	0	0	
2) 役務費	0	0	0	
3) 使用料	0	0	0	
4) 備品購入費	0	0	0	
5) 印刷費	0	0	0	
3 報酬	49,000	0	49,000	役員手当
4 予備費	3,000	0	3,000	その他
計	147,000	0	147,000	

橋倉ビジョン創生会 会員名簿・農用地情報 (令和7年度)

常会	氏名	役職	住所	農用地面積合計(m ²) (農地台帳に記載されていない耕作農地含む)		交付金対象農用地面積合計 (m ²) (農地台帳に記載された耕作農地)		備考
				畑	田	畑	田	
1	武井昭寿		入山辺195-1	畑	2,898	畑	2,842	
	岡村美紀		安曇野市豊科南穂高21-1	畑	1,196	畑	459	
	武井徹		入山辺263	畑	1,157	畑	804	
	武井忠雄		入山辺201-2	畑 田	1,895 1,406	畑 田	1,895 1,406	針塚堰 田1,406m ²
	宮坂惇		入山辺204	畑	2,660	畑	2,660	針塚堰 畑2,205m ²
	宮坂幸子		入山辺210	畑	1,983	畑	995	
	武井秀樹	事務長	入山辺252	畑	880	畑	623	
	高砂典雄		入山辺212-1		0		0	
	武井則雄		入山辺231	畑 田	717 1,159	畑 田	480 1,159	北小松堰 田1,159m ²
	武井祐	理事 (常会長)	入山辺250		0		0	
	武井邦夫		入山辺245	畑	1,581	畑	1,581	
2	宮坂昌実		入山辺243	畑 田	4,473 4,822	畑 田	3,244 4,822	北小松堰 田4,822m ²
	沖田義昭		入山辺241		0		0	
	宮坂源也	会計	入山辺237	畑 田	3,276 2,263	畑 田	2,472 2,263	針塚堰 田787m ² 北小松堰 田1,476m ²
	宮坂昌憲		入山辺302-1	畑	783	畑	400	
	木下元伸		入山辺300	畑	1,224	畑	805	
	武井弘司		入山辺296	畑	3,188	畑	3,188	針塚堰 畑1,069m ²
	赤羽健治	書記	入山辺293-1	畑 田	2,612 170	畑 田	2,520 170	
3	武井茂善	理事 (常会長)	入山辺290	畑 田	3,779 161	畑 田	2,425 161	
	宮坂武彦		入山辺288	畑 田	1,239 2,447	畑 田	396 2,447	針塚堰 田2,447m ²
	赤廣伴夫	会計長	入山辺282	畑 田	4,194 257	畑 田	4,194 257	
	武井勝己	代表	入山辺260	畑	1,956	畑	1,685	
	宮坂幸弘	副代表 (町会長)	入山辺179-1	畑	1,453	畑	1,453	
	小出公英	書記	入山辺276	畑	332	畑	125	
	小出晃永	監査役	入山辺272	畑	2,801	畑	2,537	
	小出充則	会計	入山辺193	畑	690	畑	690	
	宮坂哥子		入山辺190	田	742	田	742	北小松堰 田742m ²
	武井邦夫	理事 (常会長)	入山辺180-1	畑	263	畑	263	
	赤廣義三		入山辺178	畑	6,472	畑	4,657	
	赤廣きぬ子		入山辺181		0		0	
赤廣紀久子		入山辺170	畑	999	畑	999		
				合計		合計		
			畑	54,701	畑	44,392		
			田	13,427	田	13,427		
				総計		総計		
				68,128		57,819		





百年先の
橋倉に
橋を架ける

HASHIKURA VISION 創生会